

# 利用者のために

## 農林業センサスの沿革

センサスとは、通常、調査対象のすべてについて調査票を用い、全般的な多項目にわたる調査を行うことを意味する。これに対し、個々の調査対象に当たることなく、既存の資料、情報を基に、市町村などが所定の様式により申告したものを積上げ、統計を作成する方法を表式調査という。農業統計でセンサス方式を採用したのは、昭和4年に万国農事協会の提唱に沿って行った農業調査を最初とする。しかし、その調査は田畑別、自小作別耕地面積を調査しただけで、農家や農業に関する全般的な調査を行ったわけではなかった。したがって、これを最初の農業センサスとはいいがたい。その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査である。その後、この農家一斉調査の経験を基に、それまでの表式調査を改め、昭和16年から農林水産業調査規則に基づく農業基本調査（夏期調査、冬期調査）をセンサス方式で行うことになった。しかし、第2次世界大戦末期にはセンサス方式の調査の実施が不可能となり、昭和19年には表式調査に逆もどりし、20年には調査そのものが行われなかった。

戦後になりセンサス方式の調査として、農家人口調査（昭和21年）、臨時農業センサス（昭和22年、このとき初めてセンサスという言葉が用

いられた。）、農地統計調査（昭和24年）が実施された。昭和25年に至って国際連合食糧農業機関（FAO）が世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まった。その後10年ごとに世界農業センサスに参加して農林業センサス（昭和35年から世界農業センサスと同時に我が国独自で、林業センサスを実施。）を実施するとともに、その中間に当たる5年目ごとに、我が国独自の農業センサスを実施することとなった。

今回の1985年農業センサスは、戦後8回目の農業センサスである。

また、沖縄県においては琉球政府時代、昭和26年2月に第1回目の農業センサスが実施され、その後、昭和39年4月、昭和46年10月と2回実施されている。今回のセンサスは、復帰後では1975年農業センサスから3回目、戦後では6回目の農業センサスである。

## 1985年農業センサスの概要

### 1 調査の目的

1985年農業センサスは、我が国農業の生産構造を明らかにし、農業諸施策の推進に資するとともに、農業に関して行う各種統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

## 2 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいて行った。

## 3 調査の体系

調査の体系は、下表のとおりである。  
なお、調査の企画・設計はすべて農林水産省統計情報部が行った。

| 調査の名称   |              | 調査対象           | 調査組織                    | 調査方法  | 調査期日                              |
|---------|--------------|----------------|-------------------------|---|-----------------------------------|
| 農業事業体調査 | 農家調査         | 農家の全数調査        | 都道府県 - 市区町村 - 指導員 - 調査員 | 調査員が農家に面接して行う聞き取り調査及び農家自身が一部項目について自計申告する方法により行った。 | 昭和60年2月1日<br>(沖縄県にあっては昭和59年12月1日) |
|         | 農家以外の農業事業体調査 | 協業経営体、会社等の全数調査 | 都道府県 - 市区町村 - 指導員       | 指導員が事業体の代表者に面接して聞き取り調査を行った。                       | 同上                                |

## 4 調査の対象地域範囲

調査対象の範囲は、全国とした。

### 用語の説明と利用上の注意

#### 1 農家

(1) 農家とは、昭和60年2月1日（沖縄県は、59年12月1日）現在の経営耕地面積が東日本では10a以上、西日本では、5a以上の農業を営む世帯及び経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも、調査期日前1年間における農産物販売金額が10万円以上あった世帯（これを「例外規定農家」と呼ぶ。1960年世界農林業センサスでは2万円以上、1965年農業センサスでは3万円以上、1970年世界農林業センサスでは5万円以上、1975年農業センサスでは7万円以上、1980年世界農林業センサスでは10万円以上。）をいう。

(2) 東日本とは、北海道、青森、岩手、宮城、

秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、富山の14道県で、西日本とは、これ以外の33都府県である。

(3) 農業を営むとは、営利又は自家消費のため耕種、養蚕、養畜又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

#### 2 経営耕地

(1) 経営耕地とは、調査期日現在農家が経営している耕地について、土地台帳上の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積を聞き取ったものである。

(2) 自家で所有し耕作している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。経営耕地とするかどうかについては次によった。

ア よそから借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものでも、すべて借り受けている農家の経営耕地（借入耕地）とした。

イ 請負耕地や委託耕作などと呼ばれるもの

であっても，実際は，一般の小作関係と同じと考えられる場合は，その耕地を借り受けて耕作している農家の経営耕地（借入耕地）とした。

ウ 耕起あるいは稲刈り等のそれぞれの作業を単位として，人に委託している場合は，その耕地は委託者の経営耕地とした。

エ 収穫物のすべてを委託者がもらいうける契約で，作物の栽培一切を人にまかせ，そのかわり，あらかじめ決めてある一定の耕作料を受託者に支払う場合は，その耕地は委託者の経営耕地とした。

オ 調査期日前1年間に2作した耕地であって，うち1作だけの期間を人に貸し付けたものは，貸し付けた側の経営耕地とした。

調査期日前1年間に1作しかしなかった耕地で，その1作の期間を人に貸し付けていた場合は，貸し付けた者の経営耕地とせず，貸付耕地とした。（借り受けた側の経営耕地となる。）なお，「また小作」している耕地も，「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。

カ 共有の耕地を割地して各戸で耕作している場合や，河川敷，官公有地を無断で借用し，耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。

キ 協業経営している耕地は，自分の土地であっても，自家の経営耕地とはせず，協業経営体の経営耕地とした。

ク 他市区町村や他の都道府県に出作している耕地でも，すべてその家の経営耕地とした。したがって 県や 町の耕地面積

として計上されているものは，その県や町に居住している農家が経営している耕地の面積であり，いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

(3) 耕地とみなすかどうかについては，次によった。

ア 耕地面積には，けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には，本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積でなく，水平面積を入れる。），残りの部分については耕地以外の土地とし，実際の利用状況により採草していれば「採草地や放牧地」とした。

イ 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても，ここ数年の間に再び耕作するはっきりした意思のある土地は耕地とした。しかし，過去1年間以上作物を栽培せず，しかもここ数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地は耕地とはせず耕作放棄地とした。

ウ 新しく開墾した土地は，は種できるように整地した状態になっていても，調査時点までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。

エ 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。

オ ハウス，ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし，きのご栽培専用のものの敷地やコンクリート床などで，地表から植物体がしゃ断されている場合は，耕地としなかった。

カ 普通畑に牧草を作っている場合は耕地

とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。

なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理していないものは近く更新することが確定しているものを除き、耕地以外の土地とした。

キ 堤防と河川・湖沼との間にある土地に、作物を栽培している場合は耕地とした。

ク 林業用苗木を栽培している土地も耕地とした。

ケ 施肥を伴うたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地も耕地とした。（刈敷程度は施肥とみなさない。）

(4) 耕地の面積については、ha、aを単位に調査したが、町、反、畝で農家が答えた場合は、1畝は1a、1反は10a、1町は1haとみなし、そのまま読み替えて調査票に記入し集計した。このように換算係数を用いた換算を行わなかったのは、農家は経営耕地面積に関し、土地台帳上の面積を申告することが多いと考えられること等から、厳密な換算をしてもあまり意味がないからである。

(5) センサスによる経営耕地面積は実際の面積より過少になることがあると考えられるので、耕地面積の実数については標本実測調査の結果を用い、センサス結果についてはこれを実数としてそのまま用いるのではなく、市町村における農業構造に関し、例えば耕地の利用状態別構成比、耕地利用率、耕地の集落別分

布率等をみるために利用するのが望ましい。なお、農林水産省が現在行っている耕地面積に関する標本実測調査では、旧市区町村別や農業集落別等の小地域範囲の統計はもちろん、市区町村別統計についても耕地の利用状態を細分した詳細なものを作成することは困難であるので、これらの地域間比較や年次比較等に関しては、センサスの結果が用いられることになるが、その際センサスの結果は以上のような問題を含むものであることに十分留意する必要がある。

### 3 専兼業分類

(1) **専業農家**とは、世帯員中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。

専業農家のうち、「男子生産年齢人口のいる世帯」とは、男子16～64歳の世帯員のいる世帯のことであり、「男子生産年齢人口のいない世帯」とは、同世帯員のいない世帯である。

専業農家のうち、「男子生産年齢人口のいる世帯」と「男子生産年齢人口のいない世帯」では経営内容に著しい格差があるので専業農家の統計利用に当たっては十分留意する必要がある。

(2) **兼業農家**とは、世帯員中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

**第1種兼業農家**とは、自家農業を主とする兼業農家、**第2種兼業農家**とは、自家農業を従とする兼業農家をいう。この場合の主従は家としていずれの所得が多いかによって定められている。

(3) ここでいう、**兼業従事者**とは、調査期日前1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者(60年センサスは年間30日以上という規定でなく、年間収入が1万円以上となっていた。)又は調査期日前1年間の販売金額が10万円以上(60年センサスは1万円以上、65年センサスは2万円以上、70年センサスは3万円以上、75年センサスは5万円以上、80年センサスは7万円以上。)ある自家農業以外の自営業に従事した者のことである。

(4) 兼業農家のうち、**世帯主農業専従**とは、調査期日前1年間に自家農業に150日以上従事した世帯主のいる農家をいう。**世帯主兼業**とは、前記以外の農家で兼業に従事した世帯主のいる農家をいう。**その他**とは、世帯主が農業だけに従事し、従事日数が150日未満の農家及び世帯主が無業である農家をいう。

**恒常的勤務**とは、決まった勤務先に事務員、教員、工員などとして勤めた世帯主のいる農家をいう。**出稼ぎ**とは、通勤できないため自宅以外の場所に寝泊りし、臨時的に雇われて働く世帯主がいる農家をいう。**日雇・臨時雇**とは、通勤で臨時的に雇われて働く世帯主がいる農家をいう。

70、75年センサスは、兼業の種類別区分を「世帯主」と「あとつぎ」の兼業従事を主体に分類していたが、80年センサスからは世帯主の農業を中心とした就業状態及び従事している兼業の種類を基準とした分類に改めた。これは、兼業化が広範に進展した中であって、世帯主の農業専従を中心に分類することによって、兼業農家のうちから専門的農家を区分し

その実態を明らかにするためである。また、第2種兼業農家については、その安定性を明らかにするため特に世帯主の兼業種類を区分した。

(5) **世帯主**とは、その家の経済的責任者である。**あとつぎ**とは、16歳以上の世帯員でその家を継ぐ予定の者であり、農業後継者といった狭い意味のものではない。なお、その家のあとつぎが決まっていない場合は、世帯員の満16歳以上の男のうち最年長者をその家のあとつぎとした。あとつぎ予定者が他出してよそで生活しており、現在その家の世帯員でない家、子供がない家、いても満16歳未満しかいない家等はあとつぎがない家として処理した。

80年センサスまでは、16歳以上の世帯員でも女子はあとつぎ予定者に含めないこととしていたが、今回は、約束事項を一部変更し、「将来、婿をとって家のあとつぎにする予定の場合は、該当する子供(女子)を家のあとつぎ予定者とする」ことに改めた。

このように変更したのは、近年1世帯当たりの子供の数が減ってきているため、子供がいても女子のみの世帯が増えており、こうした家をすべて「あとつぎ予定者のいない家」とみることは不適當になってきたためである。

#### 4 世帯員

(1) **世帯員**とは、原則として住居と生計を共にしている人のことである。

(2) 出稼ぎ、行商、入院療養等で調査期日現在その家にいなくても生計を共にしている人、その家で養っている身寄りのない老人や子供

のように世帯員との血縁又は姻戚関係がなくとも一緒に住み生計を共にしている人などを含む。ただし、家族であっても、勉学や就職のためふだんよそに住み生活している人（農業研修等で1年未満の短い期間よそに出ている人は世帯員に含める。）、親戚や知人から就学などのため一定期間あずかっている子弟や下宿人、住み込みの雇人等は含めない。（1965年農業センサスまでは住み込みの雇人を含めていた。）

(3) 農業センサスにおける世帯員の規定は、次のように国勢調査の規定と若干異なっているので留意する必要がある。

ア 農業センサスでは、調査期日現在出稼ぎなどで家にいない人でも、不在期間が30日以上1年未満の場合は世帯員としている。しかし、国勢調査では不在期間が3か月以上にわたるような出稼ぎをしている人などは、その家の世帯員とせず、出稼ぎ先で調査することになっている。（昭和60年国勢調査の手引による。）

イ 農業センサスでは、住み込みの雇人は世帯員としないことにしているが、国勢調査では、営業のための住み込みの雇人及び家事使用人はいずれも世帯員に含めることになっている。（同前）

ウ このように両調査の規定が異なっているのは、次のような理由による。

(ア) 国勢調査の第1のねらいは、調査時点での人口を正確に把握することであるため、このように規定することが、その目的達成に最も適している。

(イ) しかし、農業センサスで世帯員を調査する第1のねらいは、その家が専業農家であるか、あるいはどのような兼業に依存している農家かなど、農家の経済的性格区分をすることにある。この目的を達するには上記のように規定しないと例えば、出稼ぎ者の数が把握できないばかりでなく、出稼ぎに依存している農家が統計上専業農家に数えられたりして実態を正確に反映しなくなる。また、住み込みの雇人は、世帯員の家族と住居はともにしているが、生計を共にしているとは考えられない。したがって、このような人を世帯員に入れると、上記の場合と同様、農家の性格区分などが正しく行えなくなる。

(4) なお、農業センサスでは、16歳以上をもって「生産年齢人口」としているが、国勢調査、労働力調査等では15歳以上をもって生産年齢人口としている。農業センサスでは調査期日が2月1日（沖縄県は、前年の12月1日）である関係から、15歳の者の大部分はまだ中学在学中であるので、生産年齢人口が「就業し得る状態になっている人口」、すなわち中学校を卒業し、義務教育を終了している年齢以上の人口とすべきであることからすると適切とは考えられない。したがって、農業センサスでは、16歳以上をもって生産年齢人口としたものである。ただし、農業センサスの場合、この生産年齢人口について16～19歳という年齢階級区分を設けただけでは国勢調査等における15～19歳という区分と食い違い、年齢別

人口の比較が困難になるので、15歳という年齢階級を設け比較ができるようにしている。

## 5 就業状態の区分

(1) 16歳以上の世帯員について、調査期日前1年間の就業の実績により就業状態を区分したものである。

(2) 国勢調査では、調査期日前1週間、労働力調査では毎月の末日に終わる1週間の就業の実績により区分することを原則としているが、農家世帯員の就業は、季節的な変化が著しく、特に2月1日（沖縄県は、12月1日）前1週間の実績に基づいて区分したのでは、農家世帯員の就業の実態にほど遠いものとなるので、調査期日前1年間の実績に基づくこととしている。

(3) 就業状態の区分は、調査期日前1年間の自家農業とその他の仕事についての従事状況と、ふだんの主な状態の組合せによった。

## 6 自家農業従事者

(1) 自家農業に従事した世帯員（自家農業従事者）とは、16歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に少しでも自家農業に従事した者のことである。

(2) 自家農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）とは、16歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前1年間に仕事（収入を目的とするもの）としては主として自家農業に従事した者のことである。これは「自家農業だけに従事した人+自家農業とその他の仕事の両方に従事した人のうち、自家農業が主」に等

しい。したがって、年間自家農業にわずしか従事していない者でも、兼業従事日数より多ければここに計上されているので留意する必要がある。

(3) 自家農業に主として従事した世帯員のうち、**仕事の主の人**（基幹的農業従事者）とは、1960年センサスでは、「基幹的農業労働力」、1965年センサスでは「仕事を主とする農業就業人口」と表示しているもののことで、自家農業に主として従事した世帯員のうち、ふだんの主な状態（下記（4）参照）が「主に仕事」に該当した人のことである。したがって、ふだん自家農業に従事することを主としている人ということになる。

(4) ふだんの主な状態は、5の（2）に記した考え方に基づき、調査期日前1年間において通常人が活動する時間に、その人は主に何をしていたかという実績によって、主に仕事、主に家事や育児、その他に区分した。「その他」には、通学を主としていた人、病気やけがで寝ていて何もしていないでいた人、老人などで少しは家事や仕事もするが大部分の時間そうした労働はしないでいた人、失業して家にいる人などを含む。役職に就いて、ふだんはそのことで活動していても、その役職が収入を目的としないものであれば「その他」に含めた。

(5) 「自家農業に主として従事した世帯員のうち仕事の主の人」は、以上のような区分によるものであるので、年間の自家農業従事日数が60日に満たないようなわずかなものは例外的にしか計上されないことになる。

(6) また、「自家農業に主として従事した世帯員のうち、仕事が主の人」の人数はもちろん、「自家農業に主として従事した世帯員数」を農業労働力の総量と考えることは適切でないの  
でこの点にも留意する必要がある。自家農業従事者については、統計表にも見られるとおり、「自家農業に主として従事した世帯員」のほか、主として兼業に従事しながら自家農業にも従事する者（すなわち、自家農業以外の仕事を主とする者）が、近年特に増加し、相当な比重を占めるようになってきており、農業労働力量に関しこれを無視できないからである。

(7) **自家農業以外の農作業に従事した世帯員**とは、よその農作業を請け負ったり、よそに雇われて農作業を行うなど自家農業（自家で経営している農業）以外の農作業に従事した者のことである。

これは、農作業の受委託の進展等を踏まえ、今回センサスで初めて調査した事項である。

## 7 作物，家畜

(1) **収穫面積**は、調査期日前1年間に作物を実際に収穫した面積であり、収穫皆無の面積は含んでいない。また、施設園芸による収穫面積も含んでいない。同一作物を同じ土地に年2回作付けし、収穫した場合は、2回分の面積が計上される。ただし、何回収穫しても同一株、同一個体からの収穫であれば、その部分の面積は1回しか計上されない。**販売農家数**は、調査期日前1年間に金額の多少にかかわらず、その作物を販売した農家数である。

販売には現物交換を含み、また、調査期日前1年間より以前に収穫し貯蔵してあったものでも調査期日前1年間に販売した場合は販売農家数に計上した。

(2) **家畜の飼養頭羽数**は、調査期日現在のものであり、育成牧場等へ預けているものを含んでいる。なお、**ブロイラーの出荷羽数及び養蚕の掃立卵量**は、調査期日前1年間のものである。

(3) 前項でセンサスの結果による耕地面積は実際より過少になることがあると述べたが、作物の収穫面積、家畜飼養頭羽数及び養蚕掃立卵量等に関しても同様のことが言えるので利用に当たっては耕地面積と同様十分留意する必要がある。

## 8 農業雇用労働

(1) **農業年雇**とは、主として自家の農作業のために雇った人で雇用契約（口頭の契約でもよい。）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人のことである。なお、住み込み、通勤の双方を含む。

(2) **農業臨時雇**とは、農業雇用労働のうち、農業年雇以外のもので、農業季節雇、農業日雇などのことである。農作業をよそに請負わせた場合の労働は含まない。（農作業請負わせというのは、一定量の作業のすべてを人にまかせ、その対価として、例えば、10a当たりいくらかという形で料金を支払うような場合のことである。）

(3) **手間替え・ゆい**とは、農家相互間で等価交換を原則としているすべての労力交換のこと



である。労力の交換をして、その過不足を現金や物品で清算したような場合、機会耕をしてやった代わりにその分を手間で返してもらった場合、共同田植え・共同防除などの共同作業をしてもらった場合などを含む。

(4) 手伝いとは、金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働のことである。

## 9 農業生産組織

(1) 機械・施設の共同利用組織とは、農業の生産過程の一部で使用する機械や施設等の利用についての申し合わせにより、農家が相互に結びついている組織をいう。しかし、これらのうち、形式的には農業生産組織の形をとっていても実質的に個別農家で行っているような名目的なものは除かれている。

(2) 農作業の受託組織とは、農作業の全部又は、一部分を受託し、一定の作業料を収受している組織をいう。

なお、「機械・施設の共同利用組織」が農作業等を受託するような場合は、この「農作業の受託組織」にも含めている。

## 1 0 請負作業

(1) 農作業をよそに請負させた農家数と請負させた面積は、水稲作の作業のうち、育苗、耕起、代かき、田植、防除、稲刈り・脱穀の六つの作業及び水稲作以外の作業について、賃作業や請負作業に出したものについて調査したものである。経営のすべてを請負わせていて実質的に貸付耕地となっている耕地については、借入側の経営耕地として調査した。

(2) よその農作業を請負った農家数と請負面積は、個人（相対で、又はあつ旋を受けて）として及び受託組織などの仕事で請負作業を行ったものである。

この場合、農協や受託組織などにオペレーター等として雇われ、機械作業に従事しただけというものは含まない。

## 1 1 保有山林

保有山林とは、その世帯が単独で経営できる山林のことである。すなわち、「所有山林」 - 「貸付林と他に分収させている山林」 + 「借入林と分収している山林」である。

## 1 2 人工林

人工林とは、次のようなものである。

(1) 植林したり、種子をまいたり、挿木したりした山林。

(2) 人工林の伐採跡地

なお、人工林と人工林でない山林とが混じっている山林では、人工林の面積が75%程度以上である場合は、全面積を人工林とした。

## 1 3 農家以外の農業事業体調査に関する定義・約束事項

(1) 1で規定した農業を営む世帯以外の農業を営む事業体であって、経営耕地面積が東日本では10a以上、西日本では5a以上あるもの又は経営耕地面積がそれ以下であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が10万円以上あるものをいう。

(2) 協業経営体とは、2戸以上の世帯が農業経

営に関し，栽培，飼育，販売，収支決算等一切の過程を共同して行い，収益を分配しているものをいう。

## 統計表の編成

本統計書は，1985年農業センサスの農家調査及び農家以外の農業事業体調査の市区町村別結果を中心に編成したが，参考のために，昭和60年国勢調査の総世帯数と総人口も併載した。